知的財産権(IPR)エンフォースメント 警察向けツールキット

発行年月 2017年1月

発行元

インド知的財産権振興管理支局(CIPAM)
CELL FOR IPR PROMOTION AND MANAGEMENT (CIPAM)

インド商工会議所連合会(FICCI)

FEDERATION OF INDIAN CHAMBERS OF COMMERCE AND INDUSTRY (FICCI)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課編

※本資料は原書(IPR ENFORCEMENT TOOLKIT FOR POLICE)の仮訳である。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。また、原書は2017年1月に発行されたものであり、その後の法改正等により、一部の記載が現行の法・規則等と異なる場合がある点にご注意ください。

インド政府 商工省 産業政策促進局

知的財産権(IPR)エンフォースメント 警察向けツールキット



インド政府 商工省 産業政策促進局

知的財産権(IPR)エンフォースメント 警察向けツールキット ラメシュ・アビシェク 事務次官

インド政府

商工省

産業政策促進局

Udyog Bhawan, New Delhi-110 011

TEL: 23061815, 23061667 FAX: 23061598

メール: secy-ipp@nic.in

ご挨拶

2016年12月5日

知的財産は、精神的・創造的労働による創造、使用、開発に関連し、急速に発達しつつある分野である。昨今、知的財産は、組織における高価値の資産として重要性が増すとともに、国家の経済成長において、かけがえのない役割を果たしている。他の資産同様、知的財産も保護されなければならない。知的財産権(IPR)エンフォースメントは、イノベーターやクリエーターの利益を守り、イノベーターやクリエーターが自身の労働に関するしかるべき成果を確実に享受できるようにすることを目的としている。

しかしながら、グローバル化の到来とテクノロジーの進化により、デジタルおよびリアルな環境において、IP 犯罪が飛躍的に増加している。模倣品・海賊版に係る行為が罰せられることなく実行され、知的財産権者の権利が侵害される危機が増している。本「知的財産権 (IPR) エンフォースメント警察向けツールキット」は、インドにおける IPR エンフォースメント制度を強化するための取組であり、国家知的財産権政策が提唱する「クリエイティブ・インド:イノベイティブ・インド」を明確に推進するものである。

インド商工会議所連盟(FICCI)とそのパートナーが、本ツールキットの開発に労を費やしたことに感謝の意を表する。「IPR エンフォースメント警察向けツールキット」の発表をこの上なく嬉しく思う。各州の警察官が IP 犯罪の脅威を抑制するために、本ツールキットが役立つものと確信している。

ラメシュ・アビシェク

はじめに

知的財産(IP)システムは、創造とイノベーションに関連した数多くの側面をカバーし、知的財産権者の権利を保護する重要な仕組みである。マーケティングツールであると同時に金融資産でもあり、国家の経済成長に重要な役割を果たすことから、国際的な議論や討論のテーマとなってきた。

創造とイノベーションは国家の繁栄の要であるということは、すでに認知されている。しかしながら、模倣品や海賊版といった脅威に対して、適切な対処がなされなければ、経済は崩壊の危機にさらされることになる。インド国家知的財産権政策は、国として知的財産権(IPR)の枠組みを適切に強化することを目指している。とりわけ、IPR侵害と闘うための国家的エンフォースメントの仕組みを強化することが、緊急の課題である。この問題は複雑であり、エンフォースメント機関の職員のさまざまなレベルで対応する能力が育成されるよう、厳格に考慮される必要がある。州警察においてIPR部門を強化することもその一つであり、特に、悪化しつつある模倣品・海賊版を抑制しなければならない。

FICCI の知的財産権部門が、IPR の保護とエンフォースメントに関連した課題に集中的に取り組み、「知的財産権(IPR)エンフォースメント警察向けツールキット」を作成したことをお知らせする。国家経済に深刻な脅威をもたらす模倣品・海賊版を取り締まる警察官にとって、本ツールキットが、よきハンドブックとなることを願う。

ツールキットの開発に向け、価値あるガイダンスと支援を提供してくれたインド政府商工省産業政策促進局に感謝の意を表する。また、本ツールキットの作成に当たり建設的な提言を行った FICCI の IPR 委員会のメンバーに礼を述べたい。さらに、パートナーとして、本ツールキット作成の中核を担い、貢献くださった Saikrishna & Associates に、この場を借りて御礼申し上げる。

FICCI 事務局長 A・ディアル・シンハー博士

目次

- 第1章 エンフォースメント・ツールキット…1
- 1. 背景と目的…1
- 2. 模倣品と海賊版の違い…2
- 3. 商標と著作権…4
- 4. 商標法 1999 に基づく犯罪行為…8
- 5. 著作権法 1957 に基づく犯罪行為…13
- 6. 刑事訴訟法 1973 に基づく犯罪行為の類型…15
- 7. インド刑法 1860 に基づく犯罪行為…15
- 8. IP 犯罪における警察の捜査・押収権限…23
- 第2章 捜査・押収の一般ガイドライン…29
- 第3章 申立登録のためのチェックリスト…33
- 第4章 捜査・押収のためのチェックリスト…39

付録 III オンライン上の海賊版に係る出所…65

付録…45

付録 I サンプル・フォーム…46

付録 II 有料テレビ信号に関する海賊行為(CABLE PIRACY OF PAY TV SIGNAL)…61

<目次における頁番号、及び以降、本文中の頁番号は、原書(IPR ENFORCEMENT TOOLKIT FOR POLICE)の頁番号を示している。>

p1

第1章

エンフォースメント・ツールキット

1. 背景と目的

2016年5月12日にインド政府により発布された国家知的財産権政策は、その7つの主要目標のうち、知的財産権(IPR)侵害におけるエンフォースメントの仕組みの強化に焦点を当てている。

インドには TRIPS 協定に準拠した、堅牢、公正、動的な IPR 制度があり、この政策は、知的財産の保護により創造性とイノベーションを促進し、科学、テクノロジー、美術と文化において進歩を遂げ、伝統的知識や生物多様性リソースを保護するインドのビジョンを示している。

今日の IP 犯罪は、物理的なものからデジタルの領域にまで広がっている。模倣品・海 賊版を含む商標、著作権の侵害は、グローバルなつながりを持つ巧妙な犯罪ネットワーク の一部である組織によって実行されている。一方で、テクノロジーの進歩は社会全体に、 新しい利点と機会を創出している。IPR 改革が創造性とイノベーションを推進する新時代 へと移行するにつれ、模倣品・海賊版に対して即座に行動を起こすことが急務となってい る。

模倣品・海賊版の蔓延は、直接または間接的に IP 資産により財政を維持している国家、知的財産権者、ステークホルダーらに、深く悪影響を及ぼしている。経済、社会への影響により、国家の財源に莫大な財政損失をもたらすのである。ゆえに、知的財産権者が自身の IP を行使する環境を構築することが必須となっている。

本ツールキットの目的は、特に商標・著作権を侵害する模倣品・海賊版といった IP 犯罪に対する権利執行に関連して、インドの法執行機関に標準化されたハンドブックを提供することである。本エンフォースメント・ツールキットには、以下が含まれている。

p2

- a. 商標法 1999、著作権法 1957、およびインド刑法 1860 の適用されうる条項といった IP 法に基づく犯罪行為の詳細
- b. IP 関連法律と刑事訴訟法 1973 に基づき、捜査・押収に関して警察が行使できる権限
- c. 申立登録、IP 犯罪に関連した捜査・押収手続のチェックリスト

2. 模倣品と海賊版の違い

模倣品

模倣品とは、ブランド品に係る無許可の模造である。正確な模造であるか否かは模倣品の本質ではないが、模倣品は品質不良の模造である場合が多い。

TRIPS協定によると、「商標の模倣品とは、当該商品に対して有効に登録された商標と同一であるか、基本的な側面において、当該商標と区別することができない商標を付しており、従って輸入国の法に基づいて商標権者の権利を侵害している、包装を含む商品である」。

インド刑法 28 条によると、「その類似によって詐欺をはたらこうとしたか、その行為が詐欺となるであろうことを知りつつ、他に類似するものを生成した者は、『模倣』したと見なされる」。

海賊版

海賊版とは、知的財産権のある作品の、単なる模造ではなく、無許諾の正確な複写を指す。1

TRIPS 協定によると、「海賊版製品とは、 生産国において、権利者または権利者から 正当に許諾を得た者の同意なく作成された 複写であり、その複写の作成が、輸入国の 法律に基づき著作権または関連する権利の 侵害となるであろう場合に、ある品目から 直接または間接的に作成された商品を言 う。」。

インドの法律は、著作権侵害に関連した規 定によって、海賊版を取り締まっている。 著作権法 1957 第 51 条によると、「作品の 著作権は、以下の場合に、侵害と見なされる。何者かが、著作権者または著作権登録 官により付与された許可なくして、著作権 者の独占的権利に抵触することを行うこと。その作品の実演が著作権の侵害となめに、作品を公共の場で実演するるに 場所を使用することを有償で許可すること。販売または貸与のために作成すること。販売し、貸与すること。取引の目的 しくは著作権者に悪影響を及ぼす程度に、 販売、貸与、配布を行うこと。または、作 品の権利侵害となる複写をインドに輸入す

る場合。

保護された作品を許可なしに複製するという物理的な海賊行為に加え、海賊行為はオンラインでも起こり得る。オンライン上の海賊行為とは、保護された作品をインターネットから不正に複写することを指すのに使用される用語である。

テレビ放送の場合、海賊行為は以下を意味する。何者かによるテレビチャンネル信号の無許可の送信/再送信、許可された運営者による、無許可の方法もしくは許可範囲を超えた送信/再送信。テレビチャンネルの海賊版は、以下の権利侵害に相当する:著作権、放送複製権、窃盗*、詐欺、背任罪**。

* 信号は、動産である。(Abdulgafar A. Nadiadwala vs Assistant Commissioner of Income-Tax (2004) 188 CTR Bom. 232)
** 通信委託条件に反し、認可運営者による信号が、無許可範囲に再送信された、または無許可である方法で再送信される場合。

^{1.} http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-10-272_en.htm

p4

3. 商標と著作権

A. 商標

商標 2とは、商品が特定の会社または個人に所属することを示す、出所を識別するものであり、他の者の商品と区別する。商標は、標識、デザイン、または表現であり得る。

商標法によって保護されたロゴはまた、芸術作品として著作権法により保護され得る。

B. 商標のさまざまな種類

商標は、(製造者による) 物品または (サービス提供者による) サービスについて登録され得る。かつ、以下のように分類し得る。

a. 一般商標:(商標の所有者により申請される)

b. 証明商標:(証明機関により申請される)

c. 団体商標:(すべての構成員がその商標を使用することができる団体により申請される)

2 商標法 1999 第 2 条 (zb)「商標」とは、図形的に表現することができ、かつ、ある者の商品またはサービスを他の者の商品またはサービスから識別できる標章をいい、商品の形状、その包装および色彩の組み合わせを含み、以下のものをいう。

- (i) 第 XII 章(第 107 条を除く)に関連し、事例に応じ、商品またはサービスと、所有者としてその標章を使用する権利を有する者との間にある取引上の結合関係を表示、または表示しようとする目的をもって、商品またはサービスに関して使用する登録商標または標章、および
- (ii) 事例に応じ、商品またはサービスと、所有者または許可を得た使用者としてその標章を使用する権利を有する者との間にある取引上の結合関係を、その者の同一性の表示の有無にかかわらず、表示、または表示しようとする目的をもって、商品またはサービスに関して使用する、使用しようとする標章。証明商標または団体標章を含む。

р5

商標はまた、従来型の商標と非従来型の商標に分類される。従来型の商標は、以下を含む:

- 文字商標
- 様式化された商標
- ロゴ
- ラベル
- 商品の包装/トレードドレス
- スローガン/キャッチコピー

認められている非従来型の商標:

- 音の商標
- 色の商標

加えて、過去には動的商標、移動する商標、匂いの商標にも、保護が求められた。

c. 著作権

著作権法 1957 に基づき、6 つの異なる種類の「作品」が認められている。

1. 言語作品 (コンピュータープログラム/ソフトウェアを含む)

例:書籍、記事、データベース、詩、歌詞等

2. 美術作品

例:ラベル、絵画、素描、スケッチ、地図等

3. 演劇作品

例:あらゆる朗読作品、振付作品、文章の中の場面描写等

4. 音楽作品

例:視覚的表現を排除している場合がある、音楽制作物等

5.録音作品

例:CD または他の適切な媒体等に録音された音楽制作物等。

6. 映画作品

例:基本的には視覚的な記録であり、音響録音等を含む。

D. 著作権法 1957 に基づく、さまざまな作品での独占的権利(著作権):

著作権法 1957 は、著作権者に作品における一連の独占的権利を認めている。関連作品におけるこれら独占的権利は、特に以下のように特定される:

独占的権利	作品
電子的形式を含む複製および保存	- 言語作品
	- 音楽作品
	- 美術作品
	- 演劇作品
	- コンピュータープログラム
	- 録音作品
	- 映画作品
発行された複写(頒布)	- 言語作品
	- 音楽作品
	- 美術作品
	- 演劇作品
	- コンピュータープログラム
公共の実演	- 言語作品
	- 音楽作品
	- 演劇作品
公衆への伝達	- 言語作品
	- 音楽作品
	- 美術作品
	- 演劇作品
	- コンピュータープログラム
	- 録音作品
	- 映画作品
翻訳	- 言語作品
	- 音楽作品
	- 演劇作品
	- コンピュータープログラム
翻案	- 言語作品
	- 美術作品
	- 音楽作品
	- 演劇作品
	- コンピュータープログラム

販売/貸与	- コンピュータープログラム
	- 録音作品
	- 映画作品

著作権法 1957 は、著作権に加え、以下のような<u>著作権と同類</u>の特定の権利を規定している。

- 1. 放送複製権(第37条)
- 2. 実演者権 (第38条および第38条a)

E. 著作権法 1957 に基づく放送と実演の独占的権利:

著作権法 1957 によって認められる著作権	独占的権利
と同類の権利	
放送複製権	- 当該放送を再放送すること
	- 当該放送を有償で公に視聴または聴取さ
	せること
	- 当該放送の録音または視覚的記録を作成
	すること
	- 当初の録音および記録が許可を得ずに行
	われた場合、または許可を得たが、その許
	可が想定していない目的である場合、そう
	いった録音や視覚的記録の複製を作成する
	こと
	- 上記に述べた録音や視覚的記録につい
	て、販売すること、または商業的貸与を行
	うこと、またはそういった販売や貸与を提
	供すること
実演者権	- 実演の録音や視覚的記録を作成すること
	- 実演の当該記録を複製し、保存する権利
	- 当該記録の複写を公衆に発表する権利
	- 実演の当該記録を公衆に伝達する権利
	- 当該記録の複写について、販売するこ
	と、商業的貸与を行うこと、またはそのよ
	うな販売または貸与を提供すること
	- 実演がすでに放送されている場合を除
	き、実演を公衆に向けて放送する、または
	伝達する権利

4. 商標法 1999 に基づく犯罪行為

番号	商標法の規定	犯罪行為の定義/罰則
1.	第 101 条	(1) 以下の者は、商品またはサービスについて、商標
	商標および取引表示の	または標章または取引表示を使用する者と見なす。
	適用	(a)商品自体またはサービスについて使用する者、
		(b)販売される商品、販売のため陳列される商品、また
		は販売その他の取引もしくは製造の目的で所有する商
		品について、包装に使用する者、
		(c) 販売される商品、販売のため陳列される商品、ま
		たは販売その他の取引もしくは製造の目的で所有する
		商品を、商標、標章または取引表示が使用されている
		包装もしくはその他のものを用いて、それに入れ、包
		み、または添付する者、
		(d) 商標、標章または取引表示が使用されている商品
		やサービスを、その商標、標章または取引表示によっ
		て指定され、説明されていると正当に信じさせようと
		する方法で、商標、標章または取引表示を使用する
		者、または
		(e) 商品またはサービスに関し、標識、広告、送り
		状、商品目録、営業書簡、営業文書、価格表、または
		他の取引書類に商標もしくは標章または取引表示を使
		用する者であり、使用された商標、標章、取引表示を
		参照して要求または注文を行う者に対し、商品の引き
		渡しまたはサービスの提供を行う者
2.	第 102 条	(1) 以下の者は、商標を偽造する者と見なされる。
	商標偽造と不正使用	(a) 商標所有者の同意を得ることなく、その商標また
		は見かけ上の類似の標章を作成する者、または
		(b) 変更、追加、消去または他の方法によって、真正
		の商標を偽造する者
		(2)商標の所有者の同意を得ていない以下の者は、商品
		またはサービスに商標を不正使用する者と見なされ
		3 .
		(a) 商品、サービスまたは商品を含む包装に、当該商
		標や見かけ上類似の標章を使用する者。
		(b) 商標の所有者の真正な商品以外の商品を包み、詰
		め込み、覆う目的で、所有者の商標と同一または見か

		け上類似の標章を付した包装を使用する者。
		(3)(1)の偽造された商標、(2)の不正使用された商標
		は、本法において、虚偽商標という。
		(4) 商標の偽造、または商品やサービスへの商標の不
		正使用に対する訴訟において、所有者の同意に関する
		立証責任は、被告が負う。
3.	第 103 条	次の者について、
	商標、取引表示等の不	(a) 商標を偽造した者、または
	正使用に対する罰則	(b) 商品またはサービスに商標を不正使用した者、ま
		たは
		(c) 打型、版木、機械、原版またはその他の器具を、
		商標を偽造する目的または偽造のために使用する目的
		で、製作、処分、所持する者、または
		(d) 商品またはサービスに虚偽の取引表示を使用する
		者、または
		(e) 第 139 条により、商品の製造もしくは生産国や場
		所、または製造者もしくは注文者の名称および住所の
		表示を付すことが必要とされている商品について、そ
		の国、場所、名称、住所に虚偽の表示をする者、また
		は、
		(f) 第 139 条により商品に付すことが必要とされてい
		るいずれかの商品に使用された原産地の表示を、偽
		造、変更、消去する者、または、
		 (g) 本条に述べる上記いずれかを他人にさせた者
		と記の者には、6カ月以上3年以下の拘禁、および5
		 万ルピー以上、20 万ルピー以下の罰金を科す。
		裁判所は、判決に記す十分かつ特別な理由により、6
		 カ月未満の拘禁または5万ルピー未満の罰金とするこ
		とができる。
4.	第 104 条	虚偽商標または虚偽取引表示を付した者、または第
	不正な商標または不正	139条により商品の製造もしくは生産国や場所、また
	な取引表示が使用され	は製造者もしくは注文者の名称および住所の表示、ま
	た、商品の販売または	たは場合に応じてサービス提供の注文者の名称および
	サービスの提供に対す	住所の表示を付することを必要とするにもかかわら
	る罰則	ず、この表示を付さない商品もしくはその他の物を販

		売、賃貸、販売のための陳列、販売のための賃貸もし
		くは所持、サービスの提供もしくは賃貸する者は、以
		下を立証しない限り、罰せられる。
		(a) 本条に違反しないためあらゆる合理的な予防措置
		を講じ、自己が違反したとされたときに、その商標も
		しくは取引表示が真正なものであり、または商品もし
		くはサービスについて何らかの違反があったと疑う理
		由がなかったこと、または、
		(b) 告訴人の要求または告訴人のために、その商品、
		その他の物、サービスを取得した者に関し、自己の権
		限ですべての情報を提供したこと、または、
		(c)さもなければ、悪意でなく行動したこと。
		1年以上3年以下の拘禁、および10万ルピー以上20
		万ルピー以下の罰金を科す。
5.	第 105 条	1年以上3年以下の拘禁、および10万ルピー以上20
	 再犯または累犯に対す	万ルピー以下の罰金を科す。
	る加重の罰則	
		│ │裁判所は、判決に記す十分かつ特別な理由により、1
		 年未満の拘禁または 10 万ルピー未満の罰金とすること
		ができる。
		 さらに本条の目的として、本法施行前に出された有罪
		宣告については、これを認めない。
6.	第 114 条	(1) 本法に基づき違反を犯した者が会社であるとき
	会社による犯罪行為	は、会社、および違反の際に職務遂行を担当し会社に
		対して責任を持つ各人は、当該違反について有罪と見
		なされ、告訴され、それに従い罰せられる。
		本副条項は、その者が知らない間に違反がされたこ
		と、犯罪行為防止のためすべての十分な注意を払った
		ことを立証したときは、その者に罰則を科すものでは
		ない。
		(2)(1)にかかわらず、会社が本法に基づく犯罪行為を
		行い、および、その犯罪行為がその会社の取締役、管
		理職、秘書役、他の幹部の同意または黙認の下に行わ
		れたこと、またはその犯罪行為がこれらの者の過失に
		帰せられることが立証されたときは、これらの取締
		役、管理職、秘書役、他の幹部もまた、その犯罪行為
		2 1 - 1/1 10 11 1 1 1 1 1 1 0 00 /C(C > 100/1 11 /mg

	に対して有罪と見なされ、告訴され、それに従い罰せ
	られる。
	説明:本条の目的として、
	(a) 「会社」とは法人を意味し、会社または個人から
	成る団体を含む。かつ、
	(b) 会社の「取締役」とは、会社のパートナーを意味
	する。

5. 著作権法 1957 に基づく犯罪行為

番号	著作権法に基づく犯罪行為	罰則
1.	第 63 条	6カ月以上3年以下の拘禁、および
	作品の著作権の国際的な侵害または侵害	5万ルピー以上 20 万ルピー以下の罰
	の教唆	金
2.	第 63 条 A	1年以上3年以下の拘禁、および10
	再犯及び累犯	万ルピー以上 20 万ルピー以下の罰
		金
3.	第 63 条 B	7日以上3年以下の拘禁、および5
	コンピュータープログラムの不正な複写	万ルピー以上 20 万ルピー以下の罰
	の故意の使用	金
4.	第 65 条	2年以下の拘禁、および罰金
	不正な複写を作成する目的での原版の所	
	有	
5.	第 65 条 A	2年以下の拘禁、および罰金
	技術的な方法の保護	
6.	第 65 条 B	2年以下の拘禁、および罰金
	管理情報権の保護	
7.	第 67 条	1年以下の拘禁、または罰金、また
	製造登録に関する不正な記載を行った場	はその両方
	合、または不正な記載を提出した場合の	
	罰則	
8.	第 68 条	1年以下の拘禁、または罰金、また
	当局または担当官を欺く、または影響を	はその両方
	与えることを目的として、虚偽記載を行	
	うことに対する罰則	
9.	第 68 条 A	3年以下の拘禁、および罰金
	第52条A(録音と動画フィルムに含まれ	

	る事項)の違反に対する罰則	
10.	第 69 条	著作権法に基づく犯罪行為が会社ま
	会社による犯罪行為	たは提携会社により行われた場合、
		当該会社/提携会社の事業の執行に責
		任を持つすべての取締役、パートナ
		ー、管理職、秘書役等は、そのよう
		な犯罪行為について、場合により、
		会社および提携会社とともに有罪と
		なる。しかしながら、そういった犯
		罪行為を防止するべく十分な注意を
		払ったことを証明する場合、または
		知ることなく犯罪が行われたことを
		証明する場合は、その者は罰せられ
		ない。

p.15

6. 刑事訴訟法 1973 に基づく犯罪行為の類型

刑事訴訟法 1973 の附則 1 は、犯罪行為を裁判の対象となる事案(cognizable offences)とそうでないもの(non-cognizable offences)に類型化している。IP 犯罪は、「他の法律に基づく犯罪行為」について記載した附則 1 の第 2 部に該当する。

犯罪行為	裁判の対象となるか否か	保釈可/不可	管轄
罰則が死刑、終身	対象 (Cognizable)	保釈不可	セッションズ裁
刑、7年以上の拘禁			判所
の場合			
罰則が3年以上7年	対象 (Cognizable)	保釈不可	一級治安判事
未満の拘禁の場合			
罰則が3年未満の拘	対象外(Non-	保釈可	治安判事
禁または罰金のみの	cognizable)		
場合			

7. インド刑法 1860 に基づく犯罪行為

規定された商標/著作権に係る犯罪に加え、インド刑法 1860 に基づくいくつかの犯罪行為があり、これらはエンフォースメント機関によって記録された IP 犯罪とともに考慮されるべきである。以下にその例を挙げる:

犯罪行為	罰則	犯罪行為の	適用
		性質	
第 107 条: 教唆	第 109 条:	裁判の対象	あらゆる IP 犯罪
以下の行為は教唆と見なされ	教唆の罰則。犯	となるかど	
る。	罪行為の教唆を	うか、また	
・そのことを行うよう扇動す	行う者は、その	保釈可能か	
3	犯罪行為の罰則	どうかは、	
・陰謀を行おうとして、かつ	によって罰せら	教唆された	
そのことを行うために、作為	れる。	犯罪行為に	
または違法な不作為がある場		よる。	
合に、1人またはそれ以上の			
他の者と、陰謀に携わる。			
・作為または違法な不作為に			
より、そのことを行うことを			
意図的に補助する。			

第 120 条 A:共同謀議の定義	第 120 条 B:	裁判の対象	あらゆる IP 犯罪
2 人またはそれ以上が、それ	共同謀議の罰則	となるかど	
を行う、またはそれを引き起	・共同謀議に加	うか、また	
こすことに合意し、それが違	担した当事者に	保釈可能か	
法ではないが違法な手段によ	は、以下の罰則	どうかは、	
ってなされる場合、そのよう	を科す。	共同謀議が	
な合意は、共同謀議とされ	死刑、[終身刑]	行われた犯	
る。	または2年以上	罪行為によ	
	の拘禁。本法に	る。	
	おいては共同謀		
	議について明記		
	された規定はな		
	いが、当該犯罪		
	行為を教唆した		
	ときと同様の罰		
	則		
	・上記以外の共		
	同謀議の当事者		
	は、6カ月の拘		
	禁、罰金、また		
	はその両方		
第 177 条:不正な情報の提供	第 177 条:	裁判の対象	あらゆる IP 犯罪
あらゆる内容において、公務	不正な情報を提	外、保釈可	
員に情報を提供する法的な義	供した場合の罰		
務がある者が、不正であると	則は、6カ月以		
知る、または不正であると信	下の拘禁、また		
じる理由がある場合に、それ	は 1,000 ルピー		
を真実のものとして提供する	以下の罰金、ま		
こと。	たは両方。また		
	は、法的に提供		
	する義務がある		
	情報が犯罪行為		
	に関連した場		
	合、または犯罪		
	行為の防止を目		
	11300011111111111111111111111111111111		

	れた場合、また		
	は犯罪者逮捕の		
	目的である場		
	合、2年以下の		
	拘禁、または罰		
	金、または両方		
第 204 条:証拠として提出す	第 204 条:	裁判の対象	あらゆる IP 犯罪
ることを防ぐための、書類の	証拠として提出	外、保釈可	
破棄	されることを妨		
裁判所において証拠として提	げる目的で書類		
出することを法的に強制され	の破棄を行った		
る、または、公務員などが手	場合の罰則は、2		
続き上法的に保持する[書類	年以下の拘禁、		
または電子的記録]を、秘匿	または罰金、ま		
または破棄する者。または、	たは両方		
裁判所や公務員に証拠として			
提出されるまたは使用される			
ことを事前に妨げる意図で、			
または、法的に書類や電子的			
記録の作成を求められるか、			
召喚された後に、そういった			
[書類または電子的記録]の全			
体または部分を抹消する、ま			
たは判読しがたいものにする			
こと。			
第 206 条:詐欺(押収を妨げ	第 206 条:	裁判の対象	あらゆる IP 犯罪
るための財産の消去または隠	押収を妨げる財	外、保釈可	
蔽)	産の不正な消去		
裁判所または同等の機関によ	または隠蔽に対		
って宣告された刑、または宣	する罰則。		
告される可能性があることを	2年以下の拘禁		
知っている刑により、また	または罰金、ま		
は、法令や命令の執行もしく	たは両方を科		
は民事訴訟において裁判所か	す。		
ら法令や命令が下されること			
を知っている場合に、没収ま			
		İ	I

たは罰金の支払いとして押収			
されることを妨げる目的で、			
財産や利益を、欺瞞的に消			
去、隠蔽、移転、または他の			
者に配送すること。			
第 378 条:窃盗	第 379 条:	裁判の対	ケーブル
動産を、所有者の同意なく、	3年以下の拘	象、保釈不	/DTH/HITS/IPTV
その所有者から不正に取得す	禁、または罰	可、示談不	サービスプロバイダ
ることを意図して移動させる	金、または両方	可	ーといった配信プラ
場合、窃盗と見なされる。			ットフォームによ
			る、テレビ信号に関
			連した海賊行為にの
			み適用される。それ
			は、海賊行為がなさ
			れたケーブル信号
			は、信号の所有者の
			所有物であるオリジ
			ナル信号と見なされ
			るためである。ただ
			し、他産業では、こ
			れは模倣および/また
			は複写とされる。
第 405 条:背任	第 406 条:	裁判の対	テレビ信号の模倣行
財産または財産の主管を信任	背任罪の罰則	象、保釈不	為にのみ適用され
された者が、信任が置かれる	は、3年以下の	可、示談不	る。それは、放送局
方法を記載する法律、または	拘禁、または罰	可	のテレビチャンネル
明示されたか示唆された法的	金、または両方		信号が、許可された
契約に違反し、信任に反する			区域、許可された方
か、または他の者にそのよう			法といった信号使用
な行為をさせるため、不正に			に関する規定を備え
横領する、またはその財産を			た契約の下で、配信
自身の使用するものとする、			プラットフォーム
または不正に使用する、財産			(ケーブル
を処分することは、背任と見			/DTH/HITS/IPTV)
なされる。			サービスプロバイダ
			ーへの配信者による

			当該信号への信任が
			あるためである。そ
			ういった規定に反す
			る信号の再送信は、
			背任と見なされる。
	第 409 条:		*商業従事者とは、卸
	公務員、銀行		売りで仕入れ、小売
	員、商業従事者		りで販売する者であ
	*、または代理人		る。ケーブル運営者
	による背任		はテレビチャンネル
	公務員、銀行		の信号を放送局から
	員、商業従事		卸売りで仕入れ、登
	者、仲買人、ブ		録者/消費者に小売で
	ローカー、弁護		販売することから、
	士、または代理		商業従事者に分類さ
	人として、財		れる。
	産、または財産		**FIR 登録および摘
	の主管を信任さ		発にもかかわらず海
	れた者が、その		賊行為が継続した場
	財産に関して背		合、ケーブルに係る
	任を行った場		海賊行為である裁判
	合、[終身刑]ま		対象の犯罪行為を抑
	たは 10 年以下		制するため、警察は
	の拘禁および罰		第 41 条(1)(a)および
	金**		(b)、第 140 条および
			第 151 条に基づき権
			力を行使することが
			できる。
第 420 条: 詐欺および不正な	第 420 条:	裁判の対	あらゆる IP 犯罪
財産の引渡しへの誘導	詐欺および不正	象、保釈不	
詐欺をはたらき、騙された者	な財産引き渡し	可、示談不	
が別の者に財産を引き渡し、	を誘導した場合、	可	
または有価証券もしくは署名	7 年以内の拘禁		
または印章があり有価証券に	および罰金		
転換できるものの一部または			
すべてを、作成、改ざん、破			

棄するよう不正に仕向けるこ			
٤.			
	第 468 条:	裁判の対	 あらゆる IP 犯罪
	詐欺の目的での	象、保釈不	のりゆる II 元昇
	文書偽造の場合、	可、示談不	
	7年以下の拘禁、	可、小峽小	
		Η)	
	および罰金		
と。	公 471 夕 •	土火川の社	まとかa ID 知田
	第 471 条:	裁判の対象の対象の対象を	あらゆる IP 犯罪
	偽造文書を真正	象、保釈	
偽造と知る、またはそう信じ	なものとして使	可、示談不一	
	用する場合、当該	可	
	書類または電子		
	的記録を自身で		
	偽造した場合の		
٤.	罰則(第468条に		
	より、7年以下の		
	拘禁、および罰		
	金)		
第 481 条:不正な財産標章の	第 482 条:	裁判の対象	商標犯罪に適用
使用	不正な財産標章	外、保釈	
動産や商品もしくはそれらの	を使用した場合、	可、示談可	
入った容器が、自身とは異な	1年以下の拘禁、		
る者に属すると信じさせるよ	または罰金、また		
うに、	は両方		
動産や商品、または動産や商			
品が入ったケース、包装、そ			
の他容器に標章を付けるこ			
と、またはその標章が付いた			
ケース、包装、その他容器を			
使用すること。			
第 483 条:他者により使用さ	第 483 条:	裁判の対象	商標犯罪に適用
れる財産標章の模倣	他者により使用	外、保釈	
l			
他者により使用される、あら	される財産標章	可、示談可	
他者により使用される、あら ゆる財産標章の模倣。	される財産標章 を模倣した場合、	可、示談可	

	または罰金、また		
	は両方		
第 484 条:公務員によって使	第 484 条: 公務	裁判の対象	商標犯罪に適用
用される標章の模倣:	員によって使用	外、保釈	
公務員によって使用された財	される標章の模	可、示談不	
産標章を模倣すること、また	倣の場合、3 年以	可	
は、	下の拘禁および		
その財産が特定の人物または	罰金		
特定の時期や場所で製造され			
たことを示すか、特定の機関			
によって認められた特定の質			
を持つ財産であることを示す			
か、何らかの例外に該当する			
ことを示すために公務員によ			
って使用される財産標章の模			
倣、または、当該標章が模倣			
であると知りつつ、真正なも			
のとしての使用。			
第 485 条:財産標章を模倣す	第 485 条: 財産	裁判の対象	商標犯罪に適用する
る器具の作成または所有	標章を模倣する	外、保釈	
財産標章の模倣目的による打	器具の作成また	可、示談不	
型、原版、または他の器具の	は所有の場合、3	可	
作成、もしくは所有。また	年以下の拘禁、ま		
は、商品が自身の所有でない	たは罰金、または		
者に所有されていると示す目	両方		
的による財産標章の所有。			
第 486 条:模倣された財産標	第 486 条	裁判の対象	商標犯罪に適用する
章が付された商品の販売	模倣された財産	外、保釈	
模倣された財産標章が、商品	標章が付された	可、示談可	
または物品、商品を含むケー	商品を販売した		
スや包装や他の容器に添付さ	場合、1年以下の		
れている、もしくは刻印され	拘禁、または罰		
ている場合に、それらを販売	金、または両方		
する、表示する、販売のため			
に所有すること。			
第 487 条:不正な標章が付さ	商品を含む容器	裁判の対象	商標犯罪に適用する

れた商品入り容器の作成	に不正な標章を	外、保釈	
その容器が、商品が入ってい	作成した場合、3	可、示談不	
ないのに入っていると信じさ	年以下の拘禁、ま	可	
せる、または、商品が入って	たは罰金、または		
いるのに入っていないと信じ	両方		
させる、または、容器に含ま			
れる商品が実際とは異なる性			
質や質を持つと、公務員やそ			
の他の者に信じさせる方法			
で、ケース、包装、商品を含			
む他の容器に、不正な標章を			
付けることであり、意図的な			
詐欺ではないと証明すること			
ができない場合。			
第 488 条:不正な標章の使用	第 488 条:	裁判の対象	商標犯罪に適用
前記の条項によって禁止され	不正な標章の使	外、保釈	
ている方法による不正な標章	用は、3年以下の	可、示談不	
の使用であって、意図的な詐	拘禁、または罰	可	
欺ではないと証明することが	金、または両方		
できない場合、その条項の犯			
罪行為に携わったものとして			
罰せられる。			
第 489 条:侵害を意図した財	第 489 条:侵害	裁判の対象	商標犯罪に適用
産標章の改変	を意図して財産	外、保釈	
他の者への侵害になり得ると	標章を改変した	可、示談不	
いうことを意図して、または	場合、1年以下の	可	
それを知りつつ、財産標章を	拘禁、または罰		
除去する、破壊する、外観を	金、または両方		
損なう、他のものを付加する			
こと。			

警察には、ウェブサイトをブロックする権限はない。これは、所轄の裁判所命令によっ てのみ実行できる。

P23

8. IP 犯罪における警察の捜査・押収権限

番号	法令名	条文	警察の押収権限
1.	商標法	第 115 条(4)	・警視補または同等階級以上の警察官は、(3)
	1999	一定の犯罪の裁判	に言ういずれかの違反が犯されたか、犯され
		権および警察官の	ているか、犯される可能性があると納得する
		捜査・押収権限	場合、令状なしに、当該違反を犯すのに関係
			した商品、打型、版木、機械、原版、その他
			の器具または物を捜査し、発見の場所を問わ
			ず、押収することができる。すべての押収品
			は、すみやかに、一級治安判事または場合に
			応じて首都圏治安判事に提出しなければなら
			ない。
			・ただし、警察官は、なんらかの捜査・押収
			を行う前に、商標に関する違反が含まれる事
			実について、商標登録官の意見を得るととも
			に、得た意見を遵守しなければならない。
2.	著作権法	第 64 条	・治安判事が、著作物に係る著作権侵害に関
	1957	侵害複写物を押収	して、第63条に基づいて裁判の対象とする
		に係る警察権限	場合、副警部補以上の警察官は、著作物の著
			作権が侵害されていると考える場合には、治
			安判事による令状なしに、発見された場所に
			かかわらず、著作物のすべての複写を押収す
			ることができる。すべての押収品は、すみや
			かに治安判事に提出しなければならない。
			・(1)に基づき押収された著作物の複写に対し
			て利害を有する者は、押収から 15 日以内
			に、当該複写を自己に回復するよう治安判事
			に申立てることができる。治安判事は、申請
			人および申立人を聴聞し、必要なさらなる審
			問を行った後、申立に対し適切と見なす命令
			を行う。
3.	刑事訴訟法	第 41 条	(1) いかなる警察官も、治安判事による命令
	1973	警察は、令状なし	や、令状なしで、以下の者を逮捕することが
		に逮捕できる	できる。

ı	
- テレビチャンネ	(a) 警察官のいるところで、裁判の対象とな
ルによる模倣行為	る罪を犯した者
は、通常、継続的	(b) (7年以下の拘禁、罰金ありまたはなし
な犯罪であるた	の、裁判の対象となる罪が犯されたという)
め、容疑者を逮捕	合理的な申立が行われた、信頼できる情報が
し、裁判の対象と	寄せられた、または合理的な疑いがある者に
なる犯罪行為を止	関して、以下の条件が満たされる場合
める必要がある。	(i) 警察官が、その申立、情報、疑いに基づ
	き、その者が当該の罪を犯したと信じるに足
	りる理由がある。
	(ii) 警察官は、逮捕が必要であると以下の理
	由から納得している。
	(a) その者の再犯罪を防ぐため
	(b) 適切な犯罪捜査のため
	(c) その者が犯罪の証拠隠滅、改ざんするこ
	とを防ぐため
	(d) その者が、事件の事実を知る者を、裁判
	所や警察にその事実を渡さないように誘導、
	脅迫、約束させることを防ぐため
	(e) その者が逮捕されなければ、その者が必
	要な際に裁判所に出廷することが確実になら
	ないため。(警察官は、逮捕の際に、その理由
	を書面で作成しなければならない。)
第 140 条 治安判	すべての警察官は、犯罪の防止を目的として
事による、書面に	介入することができる。そして、いかなる裁
よる指示を出す権	判の対象となる犯罪も、全力をもって防止す
限等	るべきである。
- 警察による裁判	
の対象となる犯罪	
の防止	
第 151 条 刑事訴	裁判の対象となる犯罪の意図を知る警察官
訟法	は、そうしなければ犯罪行為を防止すること
裁判の対象となる	ができないと考える場合、治安判事の命令、
犯罪行為を防止す	令状なしで、そう意図する者を逮捕すること
るための逮捕	ができる。
第 165 条	1. 警察署長または捜査を行う警察官は、所属

1	
警察官による捜査	警察署が捜査権を有する管轄区域内のもの
	で、過度な遅延なしには処理できないといっ
	た犯罪捜査が必要と信じる合理的な理由があ
	ればいつでも、その警察官は、自身の考えの
	根拠を書類に記録し、捜査を行う対象を可能
	な限り書類で特定した後に、警察署の管轄区
	域内の場所で捜査を行う、または捜査を行わ
	せることができる。
	2.(1)に基づいて手続きを行う警察官は、可能
	であれば、自身で捜査を行う。もし自身で捜
	査を行うことができず、その時点で捜査を行
	う能力のある者が他にいない場合は、その理
	由を書類に記録し、部下の警察官に捜査を行
	わせることができる。そして、その部下の警
	察官に書類で命令を渡し、捜査する場所と、
	可能であれば捜査すべき物を特定しなければ
	ならない。部下の警察官は、その場所でその
	物について捜査を行う。
	3. 捜査令状に関する本法の規定と、第 100 条
	に含まれる捜査に関する一般的な規定は、本
	条での捜査に適用されなければならない。
	4. (1)または(3)で作成された記録のいかなる
	複写も、裁判を行う権限を有する最寄りの治
	安判事に、ただちに送られなければならな
	い。また、捜査が行われた場所の所有者また
	は占有者にも、申請(無料)に基づいて、そ
	の複写が治安判事によって提供されなければ
	ならない。
第 181 条	(3) 窃盗罪*、恐喝罪、強盗罪は、管轄の裁判
一定の犯罪行為に	所によって審問され、審判され得る。ただ
関する裁判の場所	し、その管轄内で、犯罪が行われた場合、ま
	たは犯罪行為の対象となる盗難品を犯罪に関
	与した者が所有している場合、またはその財
	産を受け取った者もしくは得た者が、それが
	盗難品であると知る、あるいはそう信じる合
	理的な理由があって所有している場合に限

	ı	T	
			る。
			(4) 横領罪または背任罪**は、裁判所によっ
			て審問され、審判され得る。ただし、その管
			轄内で、犯罪が行われた場合、または犯罪の
			対象となる財産の一部が受け取られたか、得
			られた場合、または、被疑者による返却また
			は申し開きをすることが求められた場合に限
			る。
			*無許可のケーブル事業者によるテレビチャン
			ネルに係る海賊行為
			**許可されたケーブル事業者による海賊行為
			│ │は、テレビチャンネルへの背任行為となる。
4.	ケーブルテ	第11条	第 11 条
	レビネット	ケーブルテレビネ	・権限のある警察官は、ケーブル事業者が第
	ワーク法	ットワークの運営	3条、第4条A、第5条、第6条、第8条、
	(規則)	 に使用される機器	第9条、第10条の規定に違反した、または
	1995	の押収権限	違反していると信じるだけの理由があれば、
			ケーブルテレビネットワーク法に基づき、そ
			のケーブル事業者によって使用されている機
			器を押収することができる。
			・第5条、第6条の違反により機器を押収す
			る場合、ケーブル事業者によって生成された
			チャンネルで提供する番組サービスに限定さ
			れる。
		第 12 条	第 12 条
		没収	機器が押収されたケーブル事業者が、第4条
			に基づき、当該機器の押収日から 30 日以内
			に自身をケーブル事業者として登録しなけれ
			ば、第 11 条(1)に基づき押収された機器は、
			没収されなければならない。
5.	情報技術法	第 76 条	第 76 条
	2000	没収	本法、規則、命令、又はその他に規定された
			条項に違反した、もしくは違反しているコン
			ピューター、コンピューターシステム、フロ
			ッピー、コンパクトディスク、テープドライ
			ブまたはそれらに関連した他の付属品は、没

			収されなければならない。
		第77条	第77条
		他の罰則に抵触し	本法に基づく罰則または没収は、現時点で効
		ない罰則または没	力のある他の法律によって、その者が責任を
		収	負うべき他の処罰を妨げるものではない。
		第78条	第 78 条
		犯罪捜査の権限	刑事訴訟法 1973 に含まれるものにかかわら
			ず、警視補以上の階級の警察官は、本法に基
			づき犯罪行為を捜査しなければならない。
6.	関税法	第11条	第 11 条
	1962 з	商品の輸出入を禁	・関税法 1962 第 11 条に基づき、関税当局
		止する権限	は、絶対的、または条件に応じ(関税通過の
			前または後に実施)、通知に明記されているよ
			うに、特定の記述がある品物の輸出入を禁止
			することができる。
			・第 11 条(2)(n);特許、商標、著作権、意匠
			および地理的表示の保護
7.	映画映写法	第7条A	第7条A
	1952	押収権	・本法に基づく許可証明がなしで上映を行う
			映画、または、成人限定の公演が適している
			と証明を受けながら未成年に向けて上演する
			映画、本法に含まれる他の規定または中央政
			府や委員会がその権限を行使する命令に違反
			して上演される映画であり、その映画が上映
			された、上映されている、上映されると信じ
			るに足りる理由がある、といった場合に、警
			察官が捜査して映画を押収することができ
			る。
			・刑事訴訟法の関連規定により、捜査が行わ
			れる。
			たいかり、大人・「大人・「日」 000g バルウン

3 侵害品の輸入を効率的に管理するため、知的財産権(輸入品)施行規則 2007 が制定されている。本規則により、著作権者は、総括輸入宣誓書と賠償契約書を伴う申請書を、関税当局に提出する必要がある。申請が確定すると、5 年間有効な固有恒久登録番号

(UPRN) が著作権者に割り当てられる。その品物の所有権を確認するために、税関コミッショナーには、その品物を留め置く権限がある。(輸入者により留置に抗議が申し立てられた場合) 品物が留め置かれた日から 14 日以内に、当該品物の破棄に関する暫定また

は恒久の所轄裁判所命令が、権利者によって税関コミッショナーに提出されなければ、税 関コミッショナーには、当該品物の留置をすべて解除する権限もあることに留意すべきで ある。

P29

第2章

捜査・押収の一般ガイドライン

- 1) 侵害に効果的に対処するためには、捜査・押収の迅速な実施が不可欠である。侵害は秘密裏に行われるものであることから、侵害情報に基づいて直ちに行動を起こすことが重要であり、いかなる遅れも目的を損なわせることになりかねない。
- 2) すべての逮捕、捜査、押収は、商標法 1999 第 115 条または事例に応じた他の特定規定において準用される刑事訴訟法の条文、および裁判所によって判示された注意書き、にも従わなければならない。
- 3) いかなる建物における捜査または押収も、警視補以上の階級の警察官またはその者の管理下にある関連した機関によって行われなければならない。
- 4) 捜査・押収を行う警察官は、破錠の権限を含め、捜査・押収を果たすために、警察官に与えられているすべての権限を行使しなければならない。
- 5) 捜査/押収は、申立人によって行われた申立の内容によって通知されたように、担当警察官によって、規定の手続きとそれを実施することの理由に従って実施されなければならない。
- 6) 捜査・押収行為は、申立人によって特定された建物および、それに続いて捜査を実施する間に特定された他の建物で、行われるべきである。
- 7) 警察官は、捜査/押収を行う際に、事業者/店/家の建物の所有者、従業員および公式のパンチ(5人のグループ)の証人の立ち合いを確実に行わなければならない。また、店の所有者、可能であればその建物の地主、立ち合う従業員、パンチ証人の署名を得なければならない。
- 8) 所有者と侵害場所とを結びつけるため、担当警察官はまた、店/事業体を運営するために自治体によって発行された許可証の複写を取得しなければならない。その建物の賃貸証明書/許可書および許諾契約書も、可能であれば取得すべきである。
- 9) 店の所有者は取り調べられなければならない。その場所の所有者の供述もまた刑事訴訟 法第 161 条に従って記録されなければならない。

- 10) 担当警察官は、捜査・押収の間にその建物で得られるすべての証拠を、十分な注意を払って確認し、取得しなければならない。また、記録のために目録を作成し、今後の参照のために保存しなければならない。
- 11) すべての会計簿、財務明細、領収書、支払伝票等は、IP 犯罪により行われるマネーロンダリングの証拠として保存されなければならない。
- 12) 容疑者によりさらに建物/侵害行為の詳細が開示された場合には、それらを記録し、それらの場所もまた、直ちに/迅速に、捜査・押収されるべきである。
- 13) 警察官は、捜査を行う場所に、2人以上の独立した地域に認められている住民を招集するべきである。刑事訴訟法第 100 条(4)に基づき、捜査はそういった証人の立ち合いの下で行われなければならない。
- 14) 刑事訴訟法第 160 条、第 161 条、第 162 条に基づき、捜査官は必要であると考える場合、自身のまたは近隣の警察署の所轄範囲に住む証人に、書面により立ち合いを命じ、その証人を取り調べることができる。そういった証人の供述は、書面にまとめることができれば、それを作成した者の署名は必要とされない。
- 15) 捜査または押収が行われた場所である建物の所有者/被疑者に、パンチナマ(5 人の立ち合いがある証拠)とすべての付属書類の複写を渡すことを確認しなければならない。パンチナマには、犯罪行為の場所の詳細も言及されるべきである。
- 16) 押収品の一覧は、刑事訴訟法第 165 条に基づき、被疑者に渡されるべきである。
- 17) 捜査・押収は、映像で撮影されなければならない。また、刑事訴訟法第 161 条に基づき、申立人の費用にて、撮影者の供述を書面にまとめ、詳細を記録しなければならない。
- 18) 動画または音声または書物の侵害の場合には、捜査官は、必要であれば、店/事業体の所有者の自宅建物を捜査することができる。
- 19) 被疑者が業務を行っている間に、建物/店を撮影するべきである。
- 20) 動画/音声/書物の侵害に関わる建物、書店または他の場所を撮影するべきである。

- 21) 建物にあるすべての侵害品を押収することが不可欠である。押収すべき品物の一覧は、添付のチェックリストにある。
- 22) 担当警察官は、没収された侵害品と侵害器具を数えなければならない。また、それらを店の建物から取り去る際に、店の所有者の署名を得なければならない。
- 23) 警察官は、申立人から申立のあった侵害の素材を確実に特定し、捜査・押収の完了後、それに従って供述を記録しなければならない。
- 24) 捜査・押収の際に取得したデジタル/電子的な素材は、州または中央の科学捜査研究所による検証のため、慎重に封印されるべきである。
- 25) デジタル/電子的な証拠の「ミラーコピー」は、直ちに証拠として保存し、州または中央の科学捜査研究所に送るべきである。
- 26) 押収したすべての財産または侵害商品、すなわち動画/音声/侵害素材の保存/インストール/複製が発見されたラップトップコンピューター、機械のハードディスクを含む、侵害複写の中継/利用/製造/作成に関連した侵害複写、原版、放送機器、他の付属品、および、捜査・押収の過程において押収したすべての他の商品は、丁寧に安全に梱包し、封をしなければならない。また、遅延することなくできる限り早く、治安判事に提出しなければならない。
- 27) 刑事訴訟法 1973 第 173 条の規定に基づき、事例に応じ 60 日以内、90 日以内など、 所定の期間内に、所轄の治安判事に challan (証書) が提出されるべきである。

P33

第3章

申立登録のためのチェックリスト

警察に提出された情報により、裁判の対象となる犯行が明らかにされた場合、FIR に登録する義務がある。(Lalita Kumari vs. Govt. of U.P. and Ors., AIR 2014 SC 187)

重要事項:<u>申立登録時に、確認すべき3種類の証明・証拠がある。(a) 申立を行う者の証明、(b) 現在の権利所有者の証明、(c) 侵害の証拠。</u>

以下3つのセクションをすべて埋めてください。

セクション1:申立を行う者の証明

インド企業の場合

□会社登記局(RCO)/企業省(MCA)の 登録証明書の複写

および

□申立が元の権利所有者によって行われる のではない場合、申立を提出する者の委任 状(認証された複写であること)。

外国の IP 所有者の場合

□ハーグ条約に基づく法律上有効な委任状 に係る正式に証明された複写であること。

加えて、

さらに、申立人が委任権保有者によって任命された代表者である場合には、

□任命者からの、申立を提出する者への代表者委任状

FIR 登録の申立を行う際、その者の証明として他に書類は必要とされない。

p34

<u>アドバイス:</u>

- (i) 委任状には、権利者から代理権が付与された者の写真を含めることができ、そうする ことで、その書類が濫用されないようにすることができる。
- (ii) 代理権を有する者/代表者は、委任状の濫用を防ぐため、電子 ID カード、PAN カード、運転免許証、パスポートの複写など、有効な ID 証明書を提示するべきである。

エンフォースメントに当たり、代理権の登録は必要ではない。

セクション2:現在の権利者の証明

□被許諾者/譲受人であり、許可証/元の権利所有者からの譲受同意書の複写がある。

A. 著作権侵害

著作権法 1957 の下では、同法の保護を有効にするための著作権登録は必須ではない。 (K.C. Bokadia And Anr. vs Dinesh Chandra Dubey 1999 (1) MPLJ 33; Glaxo Orthopaedic U.K. Ltd. vs. Samrat Pharma, AIR 1984 Delhi 265)

□入手可能であれば、著作権登録官によって発行された著作権登録証明書

映画:

□映画映写法 1952 第 5 条 A に基づき、中央映画認証委員会(CBFC)によって付与された証明書の複写

または

□詳細が表示されている、発表された映画の複写。以下の詳細が映画に表示されていることが、法的に求められる:映画を製作した者の名前と住所、著作権者の名前と住所、最初の発表年

録音:

□映画映写法 1952 第 5 条 A に基づき、中央映画認証委員会 (CBFC) によって付与された証明書の複写

または

□詳細が表示されている、発表された録音の複写。以下の詳細が録音に表示されていることが、法的に求められる:録音を製作した者の名前と住所、著作権所有者の名前と住所、 最初の発表年

コンピュータープログラム:

□認証された著作権登録証明書[インド/米国/その他のベルヌ条約加盟国における登録が 条件]

および

□市販のソフトウェアの場合:著作権者/発行者の名前が記されている、オリジナルのソフトウェアのパッケージの複写

および

□使用許諾契約書 (EULA) /ソフトウェア利用許諾契約書

および

□海賊版ソフトウェアとオリジナルのソフトウェアを見極めるために、ソフトウェア製作者によって認証、訓練された技術的専門家の作成した報告書

書物/雑誌/機関誌とその他の印刷物:

□出版者の名称を認識できるオリジナル書物の複写

および

□申立人である出版者と異なる場合は、オリジナルの出版者との契約書の複写

または

□著作者と出版者の契約書に係る認証された複写

文学(コンピュータープログラムを含む)、演劇、音楽、または芸術作品、または映画 または録音の場合、著作者/発行者として作品の複写にその名前を載せている者は、別 段の証明がない限り、著作権侵害に関し、いかなる手続きにおいても、実際の著作者/ 発行者であると見なされる。(著作権法第55条(2))

B. 商標侵害

□IP 所有者によって認証された、商標登録に関連した「法的手続上の使用に関する証明書」

アドバイス: 商標登録証明書は、その商標の現在のステータスを反映しておらず、所有権の十分な証明として受領されるべきではない。

C. 放送複製権 (ケーブル信号の海賊行為に対するもの)

□テレビチャンネル所有者に与えられた、アップリンク/ダウンリンクの許可書

または

□インド国内のいずれかのケーブル/DTH 事業者との放送者契約書

<u>セクション3</u>:侵害の証拠

1. 反日間が一起間で40元がですが、1 2に目が2 20 でくたさい。
□ はい
□ いいえ
2.「はい」の場合:
提出された品物(その詳細も含む)の一覧
1.
2.
3.
4.
5.
□侵害品を取得した出所:
□倶宝娟写購入の証明

1 倶宝旦が担中されたかどらか 1 つに印むつけてください

動画録音またはデジタル/電子的な海賊版の証拠は、申立とともに、FIR 登録の根拠として受領されるべきである。そういった電子的な証拠は、証拠法第 65 条 B に基づいて許容される。

第 65 条 B に基づく電子的な証拠の許容:Anvar P.V. v.P.K. Basheer and ors., (AIR 2015 SC 180)

「紙に印刷されたか、光学または磁気媒体に保存、記録、複写された電子的記録を含むいかなる情報も、副条項(2)で述べられている条件を満たす場合には、オリジナルのさらなる証明または作成なしに、書類と見なされるべきである。コンピューター出力と呼ばれる電子的記録など、そういった書類の許容は、第65条(B)の4つの条件を満たすかどうかによる。以下は、証拠法第65条 B(2)で特定されている条件である:

- (i) 情報を含む電子的記録は、そのコンピューターの使用に関して法的な管理を行う者 によって、定期的に行われていた活動の情報を保存するまたは処理するために、定期的 に使用されていた期間に、そのコンピューターで作成されるべきである。
- (ii) 電子的記録に含まれる種類の情報、または情報の出所は、当該活動の通常の方法で コンピューターに送られたものである。
- (iii) 当該期間の実質的な部分において、コンピューターは適切に操作されており、たとえ適切に操作されていなかった期間があったとしても、その中断は記録または内容の正確さに影響しなかった。かつ、
- (iv) 記録に含まれる情報は、当該活動の通常の方法でコンピューターに送られた情報の 複製または派生であるべきである。

証拠法第65条B(4)では、電子的記録に関連したいかなる手続きも、供述することが求められる場合には、以下の条件が満たされる場合に許可される。

- (a) 供述を含む電子的記録を特定する証明書がなければならない;
- (b) 証明書は、電子的記録が作成された方法を記述しなければならない。
- (c) 証明書は、その記録の作成に使用された機器の詳細を提供しなければならない。
- (d) 証明書は、証拠法第65条B(2)で述べられた適用条件に沿うものでなければならない。かつ、
- (e) 証明書は、関連する機器の操作において公に責任ある立場の者によって署名されなければならない。

さらに、その者が知り、信じる限りにおいてのみ証明書で述べる必要があることを明らかにしている。最も重要なことは、供述が証拠として提出されることに関連し、コンピューターのプリントアウト、コンパクトディスク(CD)、ビデオコンパクトディスク(VCD)、ペンドライブ等の電子的記録が証明書に添付されることである。これらの安全手段は出所と真正さを確実にすることで、電子的記録を証拠として使用する際、その記録が優れた証明となり得る。電子的記録は、改ざん、改変、置き換え、削除等の影響を受けやすく、そのような安全手段なくしては、電子的記録の証明に基づく裁判全体が、茶番劇となりかねない。」

(13、14、15 段落)

p39

第4章

捜査・押収のためのチェックリスト

重要事項:4セクションすべてを埋めてください。

<u>セクション 1</u> : 捜査または押収が行われた建物の所有者/被疑者に与えられる書類
□同意書
□犯罪行為が行われた場所の記述を含むパンチナマと他のすべての付属書類の複写
□刑事訴訟法第 165 条に基づき、押収品の一覧
セクション 2: 所有者/被疑者から押収した書類
□店/事業体を運営するために自治体から発行された許可書の複写
□他の賃貸証明書/許可書および許諾契約書
□他の書類。特定してください:
<u>セクション 3</u> :捜査中に従うべき手順
□捜査する事業体/店/家の建物の所有者の立ち合い
□所有者の署名をもらう
□店の所有者を取り調べる
□立ち合いの従業員数:
□従業員の署名をもらう
□他に立ち合う証人:
□証人に署名をもらう
□捜査した建物の写真撮影
□被疑者が業務を行っている間の、建物/店の写真撮影
□ビデオでの手続き撮影
□刑事訴訟法第 161 条に基づき、申立人の費用によって、撮影者の供述を書面にまとめ
る。
□動画/音声/書物の海賊行為:店の所有者の自宅を訪問
□捜査・押収の完了「後」に、申立人の供述を記録
□押収したデジタル/電子的素材を、州/中央の科学捜査研究所による検証のため封印す
る。
□デジタル/電子的証拠の「ミラーコピー」の作成
□押収品を梱包し、封をし、治安判事に提出
□刑事訴訟法第 173 条に基づき、所轄の治安判事に challan(調書)を提出

セクション4:押収した侵害品の一覧作成 I. 商標の模倣: □侵害ラベルのある包装された商品 □はがされた侵害ラベル □侵害ラベルの芸術作品 □その他の品物: 侵害素材を作成、制作、製造し、侵害行為をもたらすために使用した印刷機器、原版な Ŀ": □プリンター □コンピューター □ハードディスク □その他の品物: II. ソフトウェア、映画および録音の海賊行為: □模倣/海賊版ソフトウェア $\square RAM$ □動画/音声カセット □グラフィックカード □DVD/CD □HD 記録機器 □コンピューターハードディスク □DVD コピー機 □ラップトップ □スキャナー \square USB □ソフトウェア変換ツール □遠隔デスクトップサーバーを含むサーバ □外付け DVD ライター □その他の品物: □携帯電話 □ハイテクデスクトップシステム 侵害素材を作成、制作、製造し、侵害行為をもたらすために使用した印刷機器、原版な Ŀ": □コンピューター □ハイテクデスクトップシステム □CD 書き込み機 \Box RAM □遠隔デスクトップサーバーを含むデスク □グラフィックカード トップまたはサーバー □HD 記録機器 □ラップトップ □DVD コピー機

□HD 記録機器	□スキャナー
□ソフトウェア/コンテンツの複製/コピー	□ソフトウェア変換ツール
に使用される USB	□外付け DVD ライター
□携帯電話	□その他の品物:
iii ケーブルに係る海賊行為:	
侵害素材を作成、制作、製造し、侵害行為を	もたらすために使用した印刷機器、原版な
£":	
□コンピューター	
□登録者へのプログラム/信号の配布を保存し	、分類し、スケジューリングするハードディ
スク。例えば:	
□DTH 消費者セットトップボックス	
□フィードパイプ付き低雑音ブロックコンノ	バータ(LNBF)と DTH アンテナ
□HITS 消費者セットトップボックス	
□MSO 消費者セットトップボックス	
□他の侵害の出所:ドリームセットトップス	ボックス/マジックセットトップボックス
□IPTV ストリーミングセットトップボック	¹ ス
□その他の品物:	
媒体/信号処理ユニット。例えば:	
□アナログ送信の場合、モジュレーター	□ネットワークスイッチ
□アナログ送信の場合、ミキサー/結合ユ	□光学変換装置
ニット	□光学受信機(NODE)
□エンコーダー	□ケーブル、同軸および/または光ファイ
□エッジ QAM/IP QAM(ミキシング、ス	バー
クランブリングおよび QAM)	□信号増幅装置、アンプ
□ネットワーク管理システム(NMS)と	□その他の品物:
ディスプレイユニット。コンピューターモ	
ニター、ラップトップ、iPad 等	

IV.書物の海賊行為

- □本の侵害複写
- □本の表紙

□本の表紙の芸術作品
□その他の品物:
侵害素材を作成、制作、製造し、侵害行為をもたらすために使用した印刷機器、原版
<i>E</i> :
□コピー機
□画面プリント機器
□その他の品物:
V. IP 犯罪によるマネーロンダリングの証拠
□会計簿
□財務詳細
□領収書
□支払伝票
□その他の品物:

p45

付録

p46

付録I

サンプル文書

1. インド企業の法人証明書

<内容は原書参照のこと。以下同じ>

p47

2. 著作権登録証明書

p48

3. 委任状

p50

4. CBFC 証明書

p51

5. 法的手続きに利用するための商標証明書

p53

6. ソフトウェアの米国著作権登録書

p55

7. テレビチャンネルのアップリンク許可書(インドから)

p57

8. テレビチャンネルのダウンリンク登録証明書(インドへ)

p61

付録 II

有料テレビ信号に関する海賊行為(CABLE PIRACY OF PAY TV SIGNAL)

図1:放送局から登録者へのテレビ信号の送信

p62

図2:アナログモードでの有料テレビチャンネルの送信

図3:DAS エリアでの MSO による有料テレビチャンネルの送信

図 3A:登録者へ直接送信

p63

図 3B:LCO を通して送信

図4:ヘッドエンドで使用されるハードウェア

p65

付録 III

オンライン上の海賊版に係る出所

p66

悪質サイトの種類:

p67

サイバー犯罪による損失

p68

組織的な海賊行為ネットワーク ― オンラインへの出所